

予算審査特別委員会 第3号

平成27年3月11日(水曜日)

○議事日程

- 1 議案第 6号 平成27年度古平町一般会計予算
- 2 議案第 7号 平成27年度古平町国民健康保険事業特別会計予算
- 3 議案第 8号 平成27年度古平町後期高齢者医療特別会計予算
- 4 議案第 9号 平成27年度古平町簡易水道事業特別会計予算
- 5 議案第10号 平成27年度古平町公共下水道事業特別会計予算
- 6 議案第11号 平成27年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算

○出席委員(9名)

- | | | | |
|-----|-------|----|-------|
| 2番 | 岩間修身君 | 3番 | 中村光広君 |
| 4番 | 本間鉄男君 | 5番 | 堀清君 |
| 6番 | 高野俊和君 | 7番 | 木村輔宏君 |
| 8番 | 真貝政昭君 | 9番 | 工藤澄男君 |
| 10番 | 逢見輝統君 | | |

○欠席委員(0名)

○出席説明員

- | | | | |
|----------|---|-----|-----|
| 町 | 長 | 本間 | 順司君 |
| 副町 | 長 | 田口 | 博久君 |
| 教育 | 長 | 成田 | 昭彦君 |
| 総務課 | 長 | 小白玉 | 正司君 |
| 会計管理者 | | 白岩 | 豊君 |
| 財政課 | 長 | 三浦 | 史洋君 |
| 民生課 | 長 | 和泉 | 康子君 |
| 保健福祉課 | 長 | 佐藤 | 昌紀君 |
| 産業課 | 長 | 村上 | 豊君 |
| 建設水道課 | 長 | 本間 | 好晴君 |
| 幼児センター所長 | | 宮田 | 誠市君 |
| 教育次長 | | 佐々木 | 容子君 |
| 財政係 | 長 | 人見 | 完至君 |

○出席事務局職員

事務局 長

藤 田 克 禎 君

議事係長兼総務係長

中 村 貴 人 君

開議 午前 9時58分

○議会事務局長（藤田克禎君） 本日の会議に当たりまして、出席状況をご報告申し上げます。

ただいま委員9名が出席されております。

説明員は、町長以下13名の出席でございます。

以上でございます。

◎開議の宣告

○委員長（岩間修身君） 皆さん、おはようございます。ただいま9名の出席を見ております。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議案第6号ないし議案第11号

○委員長（岩間修身君） きょうは一般会計歳出まで質疑が終わっておりますので、きょうは一般会計歳入から始めたいと思います。

それでは、古平町一般会計予算、歳入の質疑を行います。20ページ、1款町税から37ページ、5款株式等譲渡所得割交付金まで質疑を許します。質疑ございませんか。

○8番（真貝政昭君） 町民税について説明をお願いします。

○財政課長（三浦史洋君） 町民税の部分ということで、個人と法人ございますが、算出の基礎を予算書の22ページ、23ページに載せてございます。お開きいただければ、22ページにはことしの新年度予算の基礎と、23ページ右側のほうには前年度の当初予算の基礎ということで載せてございます。まず、個人町民税の現年課税分でございますが、均等割につきまして昨年度は500円プラスということで、町民税の部分は3,500円です。それに納税義務者数、これを昨年度と比べて勘案してございます。昨年より結果的に30人減の1,207人と見てございます。これについては、過去5カ年の前年比率を足しまして5カ年で割りまして、下がるだろうという、その数値を前年の納税義務者数実数に掛け算しますと1,207人になります。そういうような出し方をしております。また、所得割の部分につきましては、課税標準額につきまして前年比率、こちらは4カ年を足して平均を出しております。それに26年の課税標準額を掛け算しまして割り出した数字がここに載せておりますイコール6,176万2,000円ということでございます。そのような算出方法をしてございます。滞繰はよろしいかなと思うので、法人町民税の部分につきましては現年課税分、均等割、前年は75社で見積もってございましたが、今年は増減ございますので、70社と見込みまして、それぞれの金額、1号から7号までですか、金額を掛けて積算してございます。また、法人税割につきましては、課税標準額に、ことしは税率が改正されておりますので12.1%、ちょっと早目なのですけれども、12.1%という率を掛けまして算出してございます。

○8番（真貝政昭君） 個人町民税の所得割の大幅な減額について説明してください。

○財政課長（三浦史洋君） 先ほど申しました比率に対して26年の課税標準額をベースに掛け算しました。ということで、課税標準額、26年度が下がっているということです。細かい一人一人の分

析、職業の分析なりは集計はしてございません。膨大な量ですので、そういうところまで至っておりませんので、感覚で申すのもなんなのかなと思います。ただ、ことしの部分の給与で今申告時期の最中ですが、担当のほうが見ていてもそれぞれの収入、所得の部分が源泉徴収の部分下がっているような感覚は受けております。

○8番（真貝政昭君） 毎年の計算方法は同じなはずなのですが、このような落ち込みというのは大きいものですから、それで聞いたのです。

○財政課長（三浦史洋君） ご質問はわかるのですが、答えは先ほどしたようなものでございます。

○4番（本間鉄男君） 今の法人町民税の部分でお伺いしたいのですが、昨年の説明でしたら課税標準額掛ける税率、これが標準税率が14.7のところ標準税率が12.3というような説明だったと思うのですが、ことしこの税率の12.1というものは標準税率だとかそういうものとの符合というのですか、この辺はどういうふうになっていますか。

○財政課長（三浦史洋君） おっしゃった12.3%というのは昨年までの標準ということで、ことし記載している12.1%は制限税率でございます。古平町の場合は、改正後の制限税率の部分を使ってございます。

○4番（本間鉄男君） 次に、その次のページの部分、固定資産税でお伺いしたいのですが、固定資産税も昨年土地の評価額ということでかなり落ち込んでおりますけれども、落ちて1割以上です。これは、昨年公示価格というか、新聞をにぎわせました北海道で一番公示価格が下落したというので古平の2カ所ほど全道1位と2位というふうなお話で新聞等に載っておりましたけれども、その辺の公示価格の落ち込みとこれで数字を出した部分の落ち込みというのはどの程度の差があるのか、ないのか、その辺を詳しくお伺いしたいと思います。

○財政課長（三浦史洋君） ご質問の中での道が出した基準地価の部分の落ち込み、昨年の道新の9月の記事でございますが、古平町では丸山町のある土地がマイナス9.6%ということで道内下落率最大だったというものが載っております。今回提案しております土地の部分の課税標準額、ここに記載しておりますのは26年度対比13.3%落ちてございます。町のほうでは3年に1度評価がえということで、路線価の鑑定委託ということで出しておりました。26年度発注して、出ております。こちらの部分で下落の部分が約15%ぐらいになってございます。3年間でそういう部分になっております。直接基準地価との連動というものではございませんが、町で出す路線価の部分、3年たつて下落が約15%であろうということで予算は提出してございます。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に38ページ、6款地方消費税交付金から45ページ、9款地方交付税まで質疑を許します。

○8番（真貝政昭君） 説明資料の79ページを見えています。それから、消費税の影響額ということで資料をいただいているのですが、それを照らし合わせて見えています。それで、平成26年に5%から8%になって、そして説明資料を見ますと社会保障分を除く地方消費税交付金が平成27年

の場合で3,800万、そして社会保障財源分として2,500万、それ以前の5%時代の数字を見ますと社会保障財源分というのは横線になっていて、見当たらずと。ですから、この額そのものが歳出の消費税分に充てられるというふうに考えてよろしいのかなと思うのですけれども、そう考えてよろしいのですか。

○財政課長（三浦史洋君） 資料の部分の消費税の5%と3%の部分で社会保障財源分は、ここに記載のとおり、26年度4月からアップしました3%部分の金額、26年度では700万円と、27年度の予算では2,500万円という部分でございます。答えになっていないかなと思うのですが。

○8番（真貝政昭君） 確認なのですけれども、地方消費税交付金の財源内訳なのですけれども、一般財源と特定財源という分け方をしていますよね、それで平成26年、27年の場合は一般財源で同額ですけれども、3,800万、それから特定財源として平成26年が700万、27年が2,500万というふうに記述されるのですけれども、平成25年以前についても一般財源と特定財源という分け方をしていませんでしたか。

○財政課長（三浦史洋君） 25年度以前は5%だけですので、特財はございません。一般財源ということですよ。

○8番（真貝政昭君） そしたら、5%時代と違って8%に消費税がなった時点で消費税の影響というのは、町財政におけるダメージというのは格段にふえたということになりますよね、そういうふうに理解してよろしいですか。

○財政課長（三浦史洋君） この部分で資料として出した部分では、確認の意味で見比べますが、歳入の部分は地方消費税3%アップ部分が2,500万円ということ、2,500万円ふえて6,300万円の予定をしていると。出す部分につきましては、下の表です。歳出の支出、これも一般会計部分だけの集計でございますが、その部分だけでも消費税額相当として1億5,628万8,000円ということでの、この数字を出した部分だけではそう捉えます。おっしゃるとおりです。ただ、消費税アップで消費税額の交付税のほうに算入される法定率22.3%ですので、その部分も加味するともうちょっと差額は減るのかなと思いますよ、そういうことです。

○8番（真貝政昭君） 後段の部分は、そのようにはならないと思うのです。それで、平成27年の社会保障財源分ということなのですから、これは町にすればふえて、その方面に使うのにはふえていることになるのですけれども、実際は地方交付税が当町の場合は最初入り口で八千数百万影響があると、でも出口では0.8%で済んだという町長の説明がありましたけれども、決して社会保障財源分として使うというのはプラスになっていないように思うのですけれども、どうでしょうか。

○財政課長（三浦史洋君） 今おっしゃった町長の執行方針の部分のあれは、地財計画で示されているものです。国の一般会計から交付税特会のほうに、執行方針のほうに書いていたような数字でございます。そこで、会計の中でいろいろやりくりありますよね、そこまで説明すれば脱線しますので、交付税特会から地方のほうに、都道府県、市町村に出す部分が昨年と比べて0.8%減であるというのは間違いではございません。だから、地方消費税の社会保障財源化云々とは連動しないようなお話だと思っております。

○8番（真貝政昭君） 町長、昨年の財政のほうからの説明では、地方交付税のほうで頭から5%

カットするような制度の方針でびっくりしたというのがあったのですけれども、5%カットするというやつは地方交付税を算出するときに法定の計算式ありますよね、所得税が何%、国税三税が何%、消費税から何%と、その計算された中からの頭からの5%カットという、そういう意味だったのでしょいか。

○町長（本間順司君） その計算式はわかりませんが、ある程度そういう地方交付税に対する財源というのは決まっています。財源で決まっていますけれども、そこには歳入も絡んでまいります。ですから、執行方針で申し上げました。結局は、税が伸びて歳入が伸びて、結局基準財政需要額から収入額を引けば当然少なくなるというようなことで、それで5%くらい減るだろうというような算定だというふうに思っております。

○8番（真貝政昭君） 結論としては、国のほうの歳入が伸びてこういう形にはなったけれども、5%カットするという前年末の方針というのは国のほうでは変わりはないのですか。

○財政課長（三浦史洋君） 済みません。マイナス5%というのは、たしか去年の概算要求のときに総務省が挙げた部分がマイナス5%だったのではなかったかなと思っております。いろいろもんで、人勧もんだり、地方のほうの団体、知事会とかそういう六団体があれて、結果的に地財計画は先ほどのパーセンテージの減でございます。

○8番（真貝政昭君） そしたら、財政当局は5%カットしようとしたけれども、地方自治体を預かっている総務省あたりの抵抗とかもあって落ちついたという、そういうふうな理解ですか。

○財政課長（三浦史洋君） 私自身はそうです。

○町長（本間順司君） 一応財務省で計算した概算要求、そのときは5%減ということでしたけれども、その後財務大臣と、それから高市総務大臣が折衝して、地方に交付する交付金、それは交付税特別会計から取り崩して地方に行く分を多くしたということで、結果的には0.8%減という数字になったということでございます。

○4番（本間鉄男君） 1つ、消費税の部分でお伺いしたいのですけれども、一般的に消費税というものは人件費だとかそういうものにはかかりませんが、古平町が消費税を取る部分、今一般会計の話言っていますので、それと消費税がかかって払っている部分、例えば工事費だとかそういうのは簡単に出ますけれども、一般会計の中のもろもろのもの全てが消費税、物品を買うとか、学校であろうが役場であろうが全部買うということに対しては消費税がついていると思うのです。一般企業では、その消費税を差し引き計算しながら納付するというのが一般的な企業会計なのですが、古平町で消費税の支出の計算方法の場合にそういう物品を買ったり、いろんな施設の中でさまざまありますけれども、そういう部分の消費税を計算しながら消費税の支出というのですか、その辺の差し引きで消費税払っているのでしょうか、その辺お伺いしたいと思う。

○財政課長（三浦史洋君） 難しいお話でございますけれども、一般会計につきましてはそれぞれ別途でございます。支出については支出、それぞれの消費税かかったそのまま、消費税分も加えて支払っています、支出するのは。歳入の部分は、消費税分を見ている部分、使用料とか……済みません、ちょっとお話飛んで、特別会計のほうで簡易水道事業とか下水道事業につきましては入ってきた部分と出た部分での差し引きをして確定申告してございます。そういうのが消費税の部分で歳

出の部分でのっているかと思っております。一般会計の部分につきましても、消費税分ということでは例えば使用料で上乗せする部分がございますが、そのままでございます。それを国にやるとかというものではございません。

○4番(本間鉄男君) 例えば今言う使用料の部分の消費税を国にやる部分ではないというのではなく、古平町で先ほどから言う水道だとかそういう部分というのはわかりやすいと思うのです。けれども、一般会計の中で各課がふだんさまざま、学校関係でも全てそうですけれども、そういうところで買うものに関して全て消費税がかかっていると思うのです。それを本来であれば消費税を払った分、かかって払う部分に関して差し引いて還付というのがあると思うのです。だから、その辺で一般会計においてどの程度の差があるのかということをお伺いしているのです。

○財政課長(三浦史洋君) 一般会計の分で支出する、消費税がかかっていると、それはそのまま支払い先にやっただけで、還付という、そういうような概念はありません。

○4番(本間鉄男君) 今の説明でいうと、各自治体は消費税は払うけれども、それに対する国からの、一般会計、特別会計と分かれていますけれども、本来であれば企業として考えれば全部一緒です。そういう中で消費税を余計に払っているような気もするのです。だから、本来であれば、財政が悪いけれども、毎回毎回いろんなものに支払いをしている部分に関しては消費税を払っているから、それを、消費税計算って一般的にありますよね、企業では、そういう中で消費税をどれだけ払って、それで大きいものを買ったという場合に、例えば総務であればパソコンを入れた、サーバー取りかえた、コピーあれたとかといえば消費税かかっていますよね、そういう部分が本来入ってくる、自分たちがもらった消費税より多ければ還付という話になると思うのです。その辺がどういうふうになっているのかなということをお伺いしているのです。

○財政課長(三浦史洋君) 一般会計は、商店とかという概念を持たないでください。ここにある資料は、国や地方公共団体の消費税の特例等についてというペーパーを今持っております。国の一般会計についても地方公共団体の一般会計についても、課税標準額に対する消費税額の仕入れ控除税額、払うほうの消費税額と仕入れの控除税額、収入とみなすと、一般会計でいろんな収入ありますけれども、そのうちのそれを同額とみなすという、そして消費税の申告義務はなしという特例がございますので、一般会計については還付とかそういうのにはならないかと思っております。

○4番(本間鉄男君) 簡単に言うと、特例があるおかげで町が払っている消費税は全然還付とかそういうものに影響しないと。別個に消費税、地方消費税だとかそういうものの関係は別として、簡単に言えば町が消費税を払った分は一切払い損というか、そういう解釈ができると思うので、そういう考え方でよろしいですか。

○財政課長(三浦史洋君) 払い損といいますか、歳入のほうでは一般会計でも先ほど言いました地方消費税の交付金が来ると、ちゃんと手当てされていると、そういう制度です。そして、あとは消費税の22.3%の部分は交付税にぶち込むというので、そういう論法にはならないのかなと思っております。

○4番(本間鉄男君) 一般の国民、町民誰でも、そういうところから消費税もらう部分の地方に渡す部分が幾らとかというふうになっていると思うのです。たばこなんかでもそうですよね、だか

らそういう中で国の地方交付税の中での消費税分、そういうのと古平町のそういう払いの部分とはちょっと私は違うのかなと思うのです。

○財政課長（三浦史洋君） 先ほど説明したペーパーの制度の概要ということをちょっと読み上げながら、ご説明になるかなと思います。一般的には当然消費税の納税義務は資産の譲渡だとかがあると納税義務がありますが、しかしながら国、地方公共団体、公共公益法人等の事業活動は公共性が強いものであることから、法令上各種の制約を受けたり、国または地方公共団体等の財政的な援助を受けるなど、営利法人と比べ特殊な面が多いことから、消費税法上特例が設けられていますということで、先ほどお話しした表が出てきています。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に46ページ、10款交通安全対策特別交付金から57ページ、13款国庫支出金まで質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に58ページ、14款道支出金から67ページ、16款寄附金まで質疑を許します。

○6番（高野俊和君） 67ページの寄附金でありますけれども、ここにふるさと応援寄附金ってありますけれども、これふるさと納税だと思えますけれども、今年のこの事業を顧みまして、今回その割には比較してみますと少し遠慮がちの額が出ていますけれども、今年度のイメージとしてどういうふうなイメージをしておりますか、ありましたらお聞かせ願いたいと思えますけれども。

○総務課長（小玉正司君） 寄附金の金額でございましてけれども、ここでふるさと応援寄附金9,160万予算で計上しておりますけれども、この歳出ですけれども、古平町では昨年9月からふるさと納税として寄附金いただいております。それが9月から12月で大体1日平均30件の寄附金がございました。それをもとにいたしまして、予算では4月から12月までを1日30件、そしてこれは節税、税金の控除にもなりますので、1月からは減るだろうと、そういうことで1日10件。そういうことで計算して総額として9,160万予算計上しておりますけれども、予算つくる段階から今二、三カ月たっておりますけれども、私は結果過大だと思っております。このままいけば9,000万でなく4,000万程度、この半分程度入れれば御の字かなというような状況でございまして。年明けてから1日2件、3件しか今寄附ございません。そして、各町村も寄附金始めております。控除が1割から2割までなった追い風ありますけれども、これについてはよほどでこ入れしない限り半分程度でないかなというような気しております。

○6番（高野俊和君） 総括のときにも少し触れましたけれども、ことしは町長の執行方針の中でも、これに関して新しい業者も参入するだろうし、いろいろその中身も工夫をして、何とかふるさとを応援したいということもお話ししておりましたのですけれども、今の課長からの説明で少しそういうイメージもあるのかなというのは、テレビなんかで見ましても各町村やっていますので、厳しいだろうとは思いますが、いろいろ工夫をして、いろんな企業も入れて、品物などもいろいろ考えて、さらにアップするように検討してほしいと思えますけれども、どうでしょう。

○総務課長（小玉正司君） 町長の総括の質疑でもございましたけれども、新規事業者もごさいます。それから、まち・ひと・しごと創生交付金の関係もごさいます。その辺もありますので、先ほど申したとおり工夫を凝らして、加工業者とも話し合いながら、品数もふやさなければだめだと思っています。それら含めて、古平町としても、町が寄附いただくということよりもこの寄附で加工屋さんへの支援だと、そのように思っていますので、さまざま考えていきたいと、そのように思っています。

○6番（高野俊和君） 私も総括のときにもちょっと触れましたけれども、古平町にとってはグッドタイミング、加工屋さんがああいうことがありましたので、グッドタイミングだったと思いますし、加工屋さんもある面期待していると思いますので、贈呈品なんかも余り切らさないような工夫もして、ぜひふやしてほしいなというふうに思っております。

終わります。

○委員長（岩間修身君） ほかにごさいませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に68ページ、17款繰入金から75ページ、20款町債まで質疑を許します。

○8番（真貝政昭君） 68ページ、69ページの財政調整基金繰入金なのですけれども、前年度の予算が3,850万ですけれども、見通しとして平成26年度の財調からの繰り入れどういふふうになりますか。

○財政課長（三浦史洋君） 26年度の財調の取り崩しの見通しということでございしますが、今後3月の特別交付税がどんと入ってくると思います。その金額やら除雪費、今現在2倍にして1億円組んでございしますが、その部分での執行状況だとか、その部分もかなり差額が出るかなと、財政サイドはそう期待しているのですけれども、そういうような異動がございしますので、確たる見通しは立っておりませんが、幾らか少なくなる、予算額よりは少なくなればと思っております。

○8番（真貝政昭君） 町長、当町の3,000人くらいの人口規模で、庁舎というのは大体どれくらいで建設できそうですか。

○町長（本間順司君） 今岩内町でもうすぐできるらしいのですけれども、上岡町長は何もぜいたくは要らないからというようなことで、とにかく耐震化ができて、そういうものに耐え得るのであればできるだけ安くというようなことで、まだはっきりした金額は聞いておりませんが、岩内の庁舎で15億ぐらいとかと聞いていましたけれども、内覧会がこれからあるそうで、その時点で詳しく聞いてみたいと思います。ただ、町によってはさまざまなつくり方あるものですから、同じ3,000人規模でも高いところは結構高いというようなこともあります。なるべく早期につくりたいということもございしますので、岩内みたいな考え方でぜいたくしないような庁舎を考えていきたいなというふうに思っております。ただ、この文化会館のこともありますので、ある程度複合施設ということで、補助金をもらえるような施設もあわせて考えていったほうがベターではないかなというふうに思っております。

○8番（真貝政昭君） 庁舎そのものについては補助金は一切なしで、現ナマでつくるしかないと

というのが通例なのですけれども、庁舎に補助金を得て建てる可能性というのは全くゼロなのでしょうか、そうとも限らないのではないかという認識でいるのですけれども、何かありそうな気がするのですけれども。

○町長（本間順司君） 黒松内で今庁舎の増改築やっています。それは、増改築というようなことで、耐震化の補助をもらったり、それから別な施設も複合して、その部分、部分で補助金をもらいながらということで、ある程度安い一般財源でつくっているような話も聞きましたけれども、まるっきり新築というふうになれば、やはりそういう補助制度はないというようなことですので、ほかの施設とあわせてつくるとというのが通例だなというふうに思っております。黒松内の場合は防災庁舎というようなことで、そういうような補助金をもらいながらやっているそうでございます。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、ここで歳入歳出一括で1人2件まで質疑を許します。

○8番（真貝政昭君） 教育長に伺います。高校生の経済的な支援を昨年からはじめたのですけれども、今高校生の授業料はどのようになっていますか。

○教育長（成田昭彦君） 公立で月9,900円だったと認識してございますけれども。

○8番（真貝政昭君） 新聞記事を過去のやつを今チェックしているのですけれども、高校授業料約1万円が無償だったのが安倍政権になってまた父母負担にってしまったという記事を見ました。それで、ただ貸付制度をそれにかわってつくったようで、その活用状況というのは町の教育委員会のほうでは把握していませんか。

○教育長（成田昭彦君） 高校の部分では把握してございません。

○4番（本間鉄男君） 民生費の中で聞いていいのかなと思うのですけれども、社会福祉協議会に出している運営助成金ってありますよね、そういう中でほかの部分にも絡んでくるのかなと思うのですけれども、ことしの4月から介護士とかそういう人方の賃金、月1万2,000円アップというようなお話でありましたけれども、この運営助成金の中にはそれを含めたものが入っているのかどうか、それともこの予算つくったときにそれまだ確定していないというか、間に合わなかったのか、いずれ補正か何かでそういう労働者のアップというのですか、これはたしか国でもう方針決めたと思うので、その辺が含まれているのかどうか、その辺をお伺いしたい。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 今のご質問は介護制度の改正に伴ってのお話かと思っておりますけれども、社会福祉協議会自体の給与規程というのがございます。そちらのほうの改定等はされておられません。介護保険制度自体は処遇改善だとかもろもろなことをやっていった場合にそれを算定できるだとか、いろいろな仕組みの中です。それと、ほかにサービス事業自体の報酬を下げる、全体では2.28%でしたか、を下げるという方針の中で、実は今うちがやっているデイサービス事業についてはおおよそ9%から10%の報酬減というお話もございまして。そういった中で、社協の中で人件費をアップさせていくべきかどうかということも含めて検討されると思います。実際には、この予算の中にはそのアップ分については反映してございません。

○4番（本間鉄男君） 今問題になっているのは、1つは報酬が減ると施設の運営が厳しくなると

ということと、だけれども例えば元気プラザだとか、ああいうところにもそういう資格を持った人方が働いているので、そういう人方の賃金はやっぱり上げていかなければいけないというのが国の制度で、報酬は下がるけれども、施設だとかそういうところの報酬が今のまんまでは下がると、だけれどもそういう賃金は上げるというような方向が決まっていて、先ほど課長も言うその中身をどうやってしていくかという問題で、介護の関係で例えば訪問介護だとかデイサービスだとか、そういうもろもろの部分にどうやって報酬の影響で変えていかなければいけないとか、そういうことがあると思うのですけれども、もともとは人件費は上げなさいよというのが国からの命令で、ほかの町村の民間なんかのところでもそうだけれども、上がるということで、初めからそういう働き手の人方に4月から1万2,000円上がりますよと。だから、今困っているなど思うのは、事務系の人方が結局その影響を受けるのでないかというようなお話なのですけれども、だから人件費そのものに対してはアップというのが国の方針でないかなと思うのですけれども、その辺どうなのですか、介護保険の関係で。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 国の方針は、あくまでも委員おっしゃるとおりかと思えます。ただ、その事業を行っている社会福祉協議会自体がまだ給与規則の改定等のお話について役場との協議等がございませんので、今のところ今のままなのかなというふうに思っております。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで平成27年度古平町一般会計予算の質疑を終わります。

ここで11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時04分

○委員長（岩間修身君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは次に、平成27年度古平町国民健康保険事業特別会計予算についての質疑を行います。252ページから275ページまで、歳入歳出の質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで平成27年度古平町国民健康保険事業特別会計予算の質疑を終わります。

次に、平成27年度古平町後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の質疑を行います。306ページから325ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで平成27年度古平町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を終わります。

次に、平成27年度古平町簡易水道事業特別会計予算の質疑を行います。354ページから385ページ

まで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

○4番(本間鉄男君) まず、379ページです。その施設整備費ということでお伺いしたいのですが、委託料と工事請負費の部分で見えていきますと、工事請負費の量水器の更新というのは一般財源ですね、下の材料費もです。配水管布設がえ工事請負費と給水管接続工事請負費ってありますけれども、これちょっとお聞きしたいのは、説明資料の部分の103ページとか104ページ、105ページ、ここにまたがっている部分なのですかけれども、この予算事業費内訳、全部で2,700万、それと次のページの230万と870万という、これが量水器の更新の230万とか材料費の44万というのはわかるのですけれども、配水管布設がえ工事費の1,970万と、それからこの300万、これが説明資料の事業費内訳、この部分でいうとどれに当たるのか、具体的にお伺いしたいと思います。

○建設水道課長(本間好晴君) 説明資料の103ページの工事請負費2,270万、これは予算書の379ページの配水管工事請負費の1,970万とその下の配水管接続工事請負費300万、これを足した額になります。あとはよろしいでしょうか。

(何事か言う者あり)

○建設水道課長(本間好晴君) 103ページの委託料400万、これが予算書の379ページの13節委託料の400万でございます。

○4番(本間鉄男君) その上のほうにあります配水管施設管理費の中の委託料、配水管漏水調査ということで、これ毎年やってきておりますけれども、大体この予算規模で50万というのが毎年計上されておりますけれども、これかなり前から私が、前々町長のころからやれというようなことで、それから徐々にやり出した事業だと思っておりますけれども、今まで何年からこれやって、大体今まで漏水管調査というのは水道管のキロ数から追っていくとどの程度まで進んでいるのか。それと、毎年50万程度のせておりますけれども、大体50万程度でどの程度の距離の漏水管というものをやっていて、今後どの程度で大体終わるのか、その辺詳しくお伺いしたいと思います。

○建設水道課長(本間好晴君) この漏水管調査は、配水管の更新のように年度を区切って、ここからここまで、次の年はここから、そういう計画はつくってございません。と申しますのは、漏水の調査は、日々の水の配水量というのがグラフで出てまいります。そういったもので異常な、例えば夜間に水を使うような時間帯でないのに水が出て、その量が少し高まってきているとか、そういったときに要するにそれがどこか漏水しているのではないかと。そういった兆候が出たときに、それが量がふえ続けてくるということになると、お金をかけて水をつくっておりますので、そういった経費を節減するために、調査が必要と判断したときにこの予算を使って調査をします。そういった考え方で、実際には予算は50万と毎年計上しておりますけれども、全く使っていない年もございます。

○4番(本間鉄男君) 最初漏水管調査するとき、以前の助役の答弁の中で、漏水管を調査するときに地上から調査できる、そういう道具がありまして、それでもって漏水管を調査していくと。ということは、一定に漏水している場合には異常が出てくるわけではないのですよね。夜間にあれしたからとかそういうことでなく、初めからこれだけの漏水が定期的に起きている場合には水量の異常というのは出てくると限らないわけですよね。前にそういう中でやっていくよという答弁いただ

いたものですから、今の説明であれば、その都度、その都度という話であれば、私はずっと今までそういう漏水管のテストというか、それを調査しながら、そして石綿配管をかえていくというような話だったので、そういう中でやっているものだという認識があったのですけれども、今の説明であれば、以前町が説明した部分と全然違うという捉え方でよろしいのですか。

○建設水道課長（本間好晴君） 確かに漏水調査した時期ございました。それは、無駄になりますので、有収水量の比率が夜間毎時50トン程度のものでそれを超えて70、80と、そういうふうになった時期がございましたので、そういったときに漏水調査の必要性があるということで一時続けてやって、そしてそういうものを発見して、100%とめるということは無理なことではございますので、基準としてある程度の水量に抑え込んだ時点で、その調査を委託をかけてやるということは必要ないだろうと。そして、またそれが復活するようなことであれば、業者に委託をかけてやる必要がある。あるいは直接職員がやることもありますけれども、そういった予算の使い方をしております。

○4番（本間鉄男君） 前は、たしか有収水量がかなり低かったという部分があるのです。それで、私が前に言っていたのは、有収水量を上げないと、早い話無駄に水を投げているのだというようなことから始まった部分だと私は思っているのです。だから、そういうものがそのまま、引き続き有収水量を上げるためにどこの水道管の中で漏れているのかという調査をしていったという、そういう思いで今までできていたものですから、今の説明が先ほどと同じでその都度というような話なので、私の認識をちょっと改める次第です。

次に、その下のほうの水道事故補償金ということで毎年5万ほどのつけていますけれども、この水道事故補償金というものは工事に対しての補償なものか、水道事故が起きた場合に周りに迷惑をかけた場合にそういう部分で補償するのか。大体補償金の金額として毎年同じ金額5万円というのをつけていますけれども、これでもってどの程度の補償範囲とか、そういうものがあるのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思う。

○建設水道課長（本間好晴君） この金額は、補償ですので、どのような補償を町が求められるかというのは予想つかないわけで、科目設定という位置づけで考えていただければと思います。損害賠償を町が求められるケースがある場合に当然町が補償しなければなりません。それが工事なのか、あるいは一般の漏水事故による損害なのか、それはさまざまでございますので、他人の財産あるいは人的被害、そういったものを含めて、水道管理者として法的な損害賠償があった場合の科目設定として5万円を計上しているということでございます。

○4番（本間鉄男君） 簡単に言うとこれ保険だろうと思うのです。違うのですか。例えば町が住宅だとか町の施設に保険掛けていますよね、今の説明でいうとそういうのと認識が違うのか。例えば事故が起きて何か補償する場合に、別個に町が単独で補正を組まなければいけないというような認識で、とりあえず予算計上だけしていると、備忘予算でないですけども、そういう類いのものという考え方でよろしいのでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） 保険には入ってございません。ですので、裁判、民事裁判なのか、それが主だと思いますが、そういった場合に町が損害を補償することになったときには予算に補正をしてその額を相手方に支払う、そういった形になるかと思えます。

○8番(真貝政昭君) 359ページです。一般会計とかにも通じると思うのですがけれども、施設整備費補助金というのがありますけれども、こういう補助金という中には消費税分というのはいらないのですか。

○建設水道課長(本間好晴君) 国から交付される補助金800万、これに消費税が含まれているのかというご質問ですが、消費税の分類からしますとこれは付加税収入という扱いになります。課税収入、非課税収入、それから付加税収入、この3つに消費税を分類すれば、付加税収入という扱いになります。ですから、これはもともと消費税になじまない収入だということです。

○8番(真貝政昭君) そしたら、支出する段階で、工事をする段階で初めて支払う側としての消費税が賦課される。収入の場合はそういう支出する際の消費税負担というのは全く加味されないという、そういうふうに理解してよろしいのですか。

○建設水道課長(本間好晴君) この補助金をもらって町は配水管の整備をいたしておりますが、この配水管整備工事請負費は消費税を含めて請負業者のほうに支払われております。

○8番(真貝政昭君) 戻りまして357ページですけれども、水道料金が現年度分計上されています。これは5%賦課された料金で、加入戸数あるいは使用水量を想定して計上していると思うのですが、消費税含まれている額というふうに理解しますよね。

○建設水道課長(本間好晴君) 8%の消費税が含まれた収入見込み額を計上したものでございます。

○8番(真貝政昭君) 水道料金は8%賦課していましたっけ。

○建設水道課長(本間好晴君) 古平町の水道料金の定め方は、消費税を含めた額という内税として条例で定めておりますので、値上げは実質しておりませんので、過去に3%時代、5%、そして今8%、消費税以外の理由で値上げしたこともあったかとは思いますが、条例を改正しないので、消費税を含めた料金だという表現をしておりますので、昨年4月から8%の消費税が含まれている料金ですという認識をいただければと思います。

○8番(真貝政昭君) 国に簡水会計から消費税を納めますけれども、そしたらこの水道料金でいただいた消費税と、それから工事を発注した際、それは業者のほうに移りますので、基本的に国に納める消費税というのは水道料金から得た消費税を毎年払っているというふうに理解すればよろしいですか。

○建設水道課長(本間好晴君) 基本的にはそれで間違いありません。ただ、先ほどの補助金あります。あれは消費税に関係ない収入ですので、それを一般の企業であればそういったものは無視して、自分の売った商品に含まれる消費税とそれを生産するために仕入れた材料に含まれる消費税を、売り上げの消費税から仕入れの消費税を除いた差額分を税務署に払う、それが逆転していれば税務署から返してもらい、そういう仕組みなのですが、市町村の特別会計につきましては特例ございまして、先ほど申し上げました補助金あるいは一般会計からの繰入金、これについては本当は消費税を無視しないで、仕入れに係る消費税の分、800万円に相当するもの、8%ですから約60万円を仕入れに含まれている消費税から控除できないというルールありますので、それはそれで理屈があるのでしょうけれども、そういった特例がありますので、計算すると、納める税金の額を考えると、単

純に水道料の消費税から工事の負担した消費税を除いた額を払っているわけではないということで、少しその点留意する必要があるかと思えます。

○8番（真貝政昭君） それで、一般事業所の場合は、例えば売り上げがここに書かれているように1億42万5,000円あったとします。ところが、全部入ってこない場合がある。売り掛けでまだ収入とならないような場合、これにも課税されているという前提で税務署のほうには8%分の消費税を納めるというふうになります。それで、簡水会計のこの計上なのですけれども、100%収入になりませんよね、滞納される場合があります。年度で精算されるわけですが、滞納している料金に賦課されている消費税分も税務署に一般事業所と同じように納めるというふうな仕組みになるのでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） 実際の消費税は、26年度決算でいえば来年の9月までに消費税を計算して納めますので、要するに決算に基づいている。ですから、実額です。未納になった分は収入になっていませんので、それは考えなくていい。実際に入った収入額の8%分が消費税の納める対象になる。そういうふうを考えていただければと思います。

○8番（真貝政昭君） そこら辺は一般事業所とは違うのですね、実額なのですね。

それで、もう一つお聞きしますけれども、余市町は消費税を賦課していない珍しい町ですが、納税する場合見逃さないはずなのです。賦課していないにしても、今は8%ですから、それだけの税を納めるというふうな義務が生じるのでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） 仮に余市町さんが昔から5,000円で、ずっと消費税が上がろうが下がろうがうちは賦課していないといっても、課税売り上げだと、それは税務署が判定しているわけですから、そしたら値上げはしていないけれども、8%の消費税が含まれた5,000円ですねというふうに計算しますので、それをもとに消費税計算されて納めなければならないという理屈になります。

○9番（工藤澄男君） 377ページの施設費の中で13節委託料あるのですけれども、上から4行目の浄水場維持管理業務委託料から委託料の最後の部分まで、仕事の内容とかを教えてくださいたいのです。それから、臨時の作業員さんはたしか土日休みのはずなので、土日に勤務している方もいたようなので、そういう方がどこに入っているのか。それから、次の作業業務委託とかありますけれども、その内容をちょっと教えてくださいませんか。

○建設水道課長（本間好晴君） 今4つほどのご質問ございました。

まず、1つ目の430万の浄水場維持管理業務委託料、これは先ほど質問の中にもありました土日に来ていただく、そのために委託をかけた部分です。祝日、それから夜間とかの場合。それから、浄水場維持作業業務委託料96万、これは浄水場の施設の観音滝まで行っている取水の掃除だとか、去年までは屋根の雪おろしだとか、それから場内の草刈りだとか、そういった施設絡みのその都度発注して対応している委託業務でございます。それから、浄水場警備、これは字のごとく、あそこに警備装置設置しております。夜間異常な外部からの侵入だとか、あるいは火災等の感知、警備会社につながって、そこからそういった業務してもらおうというものです。それから、浄水場電気計装、あそこはさまざま浄水場に、コンピューター管理した流量、配水量、そういった機械で監視しておりますので、そういった設備がたくさんあるものですから、ことしはこれこれ、来年はこれこれとい

ったふうに分けながら保守点検している委託料でございます。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで平成27年度古平町簡易水道事業特別会計予算の質疑を終わります。

次に、平成27年度古平町公共下水道事業特別会計予算の質疑を行います。422ページから449ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

○8番（真貝政昭君） 町長、町営住宅でことし清川団地手がけますけれども、あそこ一帯は下水道の範囲内ですけれども、奥の清川団地はその範囲から外れています。町営住宅で範囲から外れているところは清丘団地だけになりますけれども、ここが建てかえから取り残される可能性があります。新しく建てかえるときは下水道普及というのがありますので、もし向こうのほうまで公共下水道を布設しないのであれば、合併浄化槽なりで建てかえの計画から外れないように考えていく必要があるのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

○町長（本間順司君） 清川は区域外ですけれども、旭団地も区域外です。住宅の長寿命化計画あるいは下水道の長寿命化計画等もございますけれども、それを鑑みまして、これから下水道の普及率を高めるための合併浄化槽、そういうものも考えていかなければならないのかなというふうな気がしていますけれども、まだ今その段階まで考えておりません。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで平成27年度古平町公共下水道事業特別会計予算の質疑を終わります。

それでは次に、平成27年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算の質疑を行います。484ページから501ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

○8番（真貝政昭君） 第6期計画で特養の80床が計画にのりましたけれども、先行き不透明なのは、そちらのほうから報告されているように支給決定に困難さがあるということと、建設費の問題があります。高騰しているようです。それで、まず建設費のほうなのですけれども、仁木町の施設の移転建てかえが取り沙汰されていたのですけれども、どうも建設費が高騰していて当面取りやめというお話を伺っています。実態としてどの程度高騰しているのか、概略、实例でもいいですけれども、何割くらい通常から上がってきているのか伺います。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 实例的なお話でいきますと、今道東のほうでちょうど入所定員50、それからショート30、おおよそ80です。うちと同じくらいの規模かと思うのですけれども、その計画をある新聞で見たのですけれども、その建設予定経費が13億くらいというふうに書いてございました。最近の事例、この高騰前の直近のやつで喜茂別の特養がちょうど80床で、これが約9億ちょっと、10億までいっていなかったと思います。それらから考えますと、約4億くらい多くなっているのかなというふうに、私も多くの事例を知っているわけではないので、私を感じたのはその記事で、4億ぐらい建設コストがアップしているのだなというふうに認識しております。

○8番（真貝政昭君） 約5割アップですね。それと、国の介護報酬というか、点数の見直しで下げられて、運営が大変な状況になるというのが新聞記事でも各特養の施設長なりの記事が載っていますけれども、どれくらいのパーセントで切り下げられたのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 介護報酬全体で見ますと2.27か2.28、ちょっと自信ないのですが、2.27か2.28だったと思います。それで、サービス別にいきますと、先ほども少しお答えしたのですが、例えばデイサービス事業の小規模事業所で約10%近く、9%から10%の報酬減というところもあります。逆にプラスになっている部門もあります。報酬引き下げもサービス内容によって、またその規模によっても異なります。全体では2.27もしくは2.28の減というふうに認識しております。

○8番（真貝政昭君） 古平町でかかわっている部分でその影響というのはどのようになりますか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 一番大きいのがこの会計で見ているデイサービス事業、これが小規模事業所の区分でありまして、9%から10%の報酬減になる予想です。実際の影響額については、今計算している最中です。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで平成27年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算の質疑を終わります。

これをもちまして平成27年度古平町各会計歳入歳出予算の質疑は全て終了いたしました。

これから平成27年度古平町各会計歳入歳出予算について一括採決いたします。

この表決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（岩間修身君） 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました平成27年度古平町各会計歳入歳出予算については、会議規則第76条の規定に基づき、議長に報告するものといたします。

◎閉会の宣告

○委員長（岩間修身君） 以上をもちまして本委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして会議を閉じます。

予算審査特別委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時45分